

海洋汚染と国際法

清水 良三

目次

- 一 海洋汚染対策の揺籃期
- 二 地域的協定の流行と規制範囲の拡大
- 三 会社間協定の誕生
- 四 源泉によって分類される海洋汚染の諸形式
- 五 原因によつて分類される海洋汚染の諸形式
- 六 海洋汚染管理規則の諸型態
- 七 海洋汚染対策法の分類
- 八 海洋汚染対策法の法源
- 九 環境法並びに海洋法における海洋汚染の取扱い
- 十 海洋汚染対策としての規則の作成に関する諸問題

一 海洋汚染対策の揺籃期

海洋汚染に対する国際的関心がはじめて具体的な形をとりはじめたのは、一九五四年から一九七一年までの期間であった。そして此の期間に特にこの問題の処理を意図した多数国間の条約が採択されたのである。当初容易にすすまなかつた此の動きは、この期間の末期には次第にその速度をはやめたのである。この期間の基本的特徴は環境についての関心が油による汚染に限られていたことであった。核燃料を使用する船舶や核使用による被害にかんする条約もあるにはあつたけれども、これらの条約はこの問題を、環境問題としてよりも、危険な活動の問題として取扱つたのであつた。さらに此の時期のもう一つの基本的特徴は、採択されたすべての規則が、いづれも伝統的国際法の範疇に入るものであつたということである。これらの諸規則は伝統的国際法の基本構造に変化を要求するものではなかつたし、また伝統的な原則の改変をもたらすものでもなかつたのである。

民事責任の分野で革新的原則が導入されることはされたけれども、それはなお私的責任の分野においてであり、汚染による損害に対する国家責任の問題には触れなかつたのである。

此の時期における海洋汚染にかんする最初の多国間条約は一九五四年にロンドンで採択され、其の後一九六二年、一九六七年、一九七一年と順次改訂された「油による海洋汚染の防止についての国際条約」であった。何回もの改訂を経たこの条約は、或る一定の海域における或る一定の船舶による油および油の混合物の意図的な投棄を禁止するものであつた。他方において此の条約に対しては、この条約によつて条約の強制機関が設立されずもっぱら旗国の

強制措置に頼っているという根本的な批判があった。

一九六九年の十一月にブラッセルで行なわれた「海洋汚染損害についての国際法律会議」は、さらに二つの油の汚染にかんする条約を採択した。そのうちの一つは「油による汚染被害の場合における公海上での干渉に関する国際条約」であった。この条約に基づき沿岸国は合理的な観点から大きな有害な結果にむすびつくだろうと考えられる海での災厄に引続く油による海の汚染から、当該沿岸国の海岸線や関連する利益をおかすような重大な顕著な危険を防止し緩和そしてなくすのに必要であると思われる措置をとる権利をもつことになったのである(同条約第一条)。この条約はいくつかの国家によつて、沿岸国にあまりにも広い権利を与えるものであるとして批判された。また他のいくつかの諸国は此の条約が、沿岸国が自衛原則にもとづき、あるいは必要の原則にもとづいて行動し得るという現存の権利を、不适当に制限するものであると考えたのである。

第二番目のものは、「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」である。この条約は、海における事故に引続いて船体から油を流出させる油槽船の所有者の厳格な責任について規定している。但し、これは船体からの石油の流出が或る国家の領海をも含めて其の国の領土に損害を与える原因になつてゐる場合である(同条約第二条)。この条約に引き続いて、又、それへの補完として「油による汚染の損害補償のための国際的基金の設立に関する国際条約」が、一九七一年にブラッセルで採択された。

そして、これと同じ時期に、二つの地域的協定が締結されている。その一つは「油による北海の汚染を取扱うに当つての協力についての協定」(一九六九年のボン協定)であり、もう一つは、一九七一年にコペンハーゲンで締結された「油による海の汚染を扱う措置についての協力に関するデンマーク、フィンランド、ノールウェーとスエーデン

の間の協定」である。この両協定は油による汚染のみを取り扱っている。

放射能汚染の分野においては、数多くの条約が採択されているが、其の主要目的は必ずしも環境保護のためのみではなかつた。一九六〇年には核エネルギーの分野における第三者の責任に関する条約がパリで締結された。一九六二年には、核船舶（Nuclear Ships）の操作の責任についての条約が、ブラッセルで採択された。一九六三年には、核被害に対する民事責任に関する条約がウィーンで採択された。そして、一九七一年には核物質の海洋運搬の分野における民事責任に関する国際条約がブラッセルで調印された。大気圏内、大気圏外および水中における核兵器の実験を禁止するモスコーア条約（一九六三年）は、基本的には軍縮協定ではあつたけれども環境規制の意味も含まれていた。同様に、「海床、大洋底および其の地下に核兵器や他の大量破壊兵器を設置することを禁止する条約」（一九七一年）および「南極条約」（一九五九年）においては、放射能汚染との関連において、環境規制の側面が看取される。

さらに其の主要目的が海洋環境の汚染からの保護ではない数多くの条約の中にも、この問題についてのいくつかの規定がみられる。これらの諸条約は間接的ながら環境規制の意味を持つてゐるのである。かくて、一九五八年の公海に関するジュネーヴ条約は、廿四条と廿五条に環境問題についての規定を含んでおり、公海使用の自由権の合理的な使用の要請には、確實に環境問題に対応する側面があるのである。同じく一九五八年の大陸棚にかんするジュネーヴ条約の第五条七項には、海洋環境の保護についての規定が含まれているのである。さらに航行の安全を目的としたあらゆる条約や規制や必要とされる慣行は、環境問題とのかかわりあいがあるのであって其の理由はこれらの規制や慣行が環境汚染の原因となりやすい海における事故をふせぐことを目的にしているからである。この点に関して注意に値するのは、「海における生命の安全についての国際条約（一九六〇年）」であり、「海における衝突防止のための国

際規則（一九六〇年）」であり、又、「船舶の方向決定と交通分離計画」についての政府間海事協議機構の要請である。^①

二 地域的協定の流行と規制範囲の拡大

次に我々は一九七二年から一九七九年までの期間における此の問題についての状況を概観することにしよう。この期間においては、主要な環境問題についての条約の数が非常に増大したのである。環境問題にかんする条約が取り扱うのは、油による汚染と放射能汚染に限られてはいらない。あらゆる範囲の汚染物質を取り扱うのである。さらに海洋汚染についてのいくつの新規則は、伝統的な国際法の諸概念から大きくかけ離れたものとなり、又、他のいくつかの諸規則は伝統的な海洋法の原則の根本的な変更を前提としているのである。また、はつきりとそなは言えない場合でも、それらの新規則は斯様な発展即ち伝統的な諸原則からの別離または伝統的諸原則の変更へのドアを開けておくようだ、どちらともとれる言葉づかいで起草されているのである。此の間に採択された条約のもう一つの特徴は、これららの条約が条約規定を強制するためのはつきりとした条項を含んでいるということである。また、科学技術の進歩に歩調を合わせようと、より柔軟かつ迅速な条約改正手続を定めるための努力の跡が見られるのである。それと同時に此の期間全体の特徴としては海洋汚染についてのより包括的な条約作成への傾向が強まって来ていることが挙げられなくてはならない。最後に此の期間における此の問題についての国際法の発達は、第三次国連海洋法会議の準備と、又、同会議における諸国家間の交渉の期間中に行なわれ、また、それらの準備と交渉の影響を受けたことが忘れ難い。

られてはならない。

一九七二年二月十五日に「船舶および航空機からのごみの投棄による海洋汚染の防止についての条約」がオスロで調印された。この条約は、北東大西洋、北極海および北海を適用範囲とする地域的な協定であつて、航空機または船舶の運行または運転そのものから排出されるものではなく、それ以外の廃物の意図的処分、すなわちごみの排棄に関する協定であった。この条約は付属文書Ⅰに列挙されている或る種の物質の投棄を完全に禁止し、付属文書Ⅱに列挙されている沢山の他の諸物質の投棄について、適当な国家機関によつて与えられる特別の認可の必要を規定し、又、他のいかなる物の投棄についても国家の承認が必要であるとしている。それは又、その規定の強制的実現について定めているし、この条約内容の実現について全般的な監督権行使し、かつまたいくつかの他の義務を遂行するため定期的に会合する委員会の設立について定めている。この条約はこの型態の海洋汚染を取扱つた最初の条約であり、又、このように広い範囲の汚染物質を取扱つた最初の条約であった。

一九七二年六月にストックホルムにおいて、人間の環境についての国連会議が開かれたが、これは環境法についての一つの大きな事件であった。この会議は当時存在していた環境問題についての漠然たる関心を具体的な形にまとめあげたものであり、この問題についてのさらにそれ以上の行動に動力を付与したものであった。この会議は条約の採択にまで至らなかつたために、その成功は最初疑われたのである。だが其の後の発展が、この会議の持つ積極的な影響力を証明した。此の会議は人間の環境についての宣言、特に海洋汚染についての部分を伴つた行動計画を採択し、さらに制度的・金融的な取組についての決議を採択したのであり、其の結果、国際連合総会によつて「国際連合環境計画」がつくられるに至つたのである。

ストックホルム会議の勧告に応する形で、一九七二年十月三〇日から十一月十三日至る期間、ロンドンにおいて国際会議が開催され、その会議で、廃物および他の物質の投棄による海洋汚染の防止についての条約が採択された。この条約はオスロ条約と同じ形式をとっているが、適用範囲は地球全域とされていたのである。

一九七三年の十月八日から十一月二日にかけて、政府間海事協議機関の主催の下にロンドンにおいて海洋汚染についての国際会議が開催され、同会議で、「船舶による汚染の防止のための一九七三年・国際条約」が採択された。此の条約は前文、二〇ヶ条の本文、二つの議定書および五つの附属文書から成っており、通常の運行と偶然の事故の両者による船舶からの汚染を総括的・効果的に管理する制度を定めている。それは油による汚染、大量にまとめて運搬される有害な液体物質による汚染、梱包された形で、あるいはコンテナで、あるいは移動タンクなどで運ばれる有害物による汚染、下水や船舶から投げ込まれる雑多な屑による汚染——これらの汚染管理について規定しているのである。この条約は意図的な排棄を禁止すると共に違反に対して課せられる罰金について規定し、又、効果的な強制組織についても定めているのである。さらに此の条約は船舶の建造にとっての必要な基準を定めると共に、受容能力のある設備の確保についても規定し、運航中の排出、偶然の排棄を完全になくすための内的並びに外的な諸条件について述べているのである。此の会議は又、油以外の物質による海洋汚染の場合の公海への干渉に関する議定書を採択したのである。

斯くて環境分野における活動は活潑化して來たのであるが、そういう事態の発展との関連において、数多くの地域的協定が締結されたのであった。「陸地源の諸物質による海洋汚染の防止のための条約」が一九七四年六月四日にパリで採択された。これは「陸地源汚染に関するパリ条約」と略称されるが、この条約は北東大西洋、北極海および北

海を適用区域とする地域的な条約であつて、同条約の付属文書Aに列挙されている物質を管理するための、色々な管理型態について規定している。

「デンマーク、フィンランド、ノルウェーおよびスエーデンの間での環境保護についての条約」は一九七四年二月十九日にストックホルムで採択された。この条約の適用範囲は地域的に限定されていたが、汚染の形式についてはそういう限定はなく非常に幅広い分野への適用を考えていたのである。すなわち此の意味での適用範囲には、陸、海、空における有害な物質の放出が含まれており、騒音、震動、イオン化放射物質 (ionising radiation) が含まれているのである。この条約は別の国の中での環境的に有害な活動によつて被害を受けた人に対して、斯様な活動の防止のために、其の国の適当な裁判所、又は機関に対し訴えを提起し、そして其の事が原因でこうむつた損害に対する賠償を請求する権利を付与しているのである。環境に関する一般的な利益を保護するために、各国家によつて特別の機関が指定される筈であった。さらに一九七四年三月二二日にヘルシンキで採択され「バルチック海地域の海洋環境の保護に関する条約」および一九七六年二月十六日にバルセロナで採択された「地中海を汚染から保護するための条約」は、あらゆる型態の海洋汚染に対して幅広い適用範囲を持つており、その中には、陸地源の諸物質による汚染、船舶からの汚染、海床からの汚染および廃棄物投棄に基づく汚染が含まれていた。包括的条約の形式で起草されたバルセロナ条約（一九七六年二月十六日）は、色々な型態の海洋汚染を取り扱う議定書によつて補充されることになつていた。これまでに二つの議定書が採択されているが、それは「船舶および航空機からの廃棄物による地中海の汚染を防止するための議定書」と「緊急の場合における石油や他の有害な物質による地中海汚染との闘いにおける協力に関する議定書」である。

「汚染からの海洋環境の保護についての協力に関するクエイト地域条約・一九七八年」は、多くのアラブ諸国の中で締結されたものである。加盟国は、イラン、イラク、サウジ・アラビア、アラブ首長国連邦、カタール、オーマン、クエイトの八ヶ国。それはアラビア湾又はペルシャ湾にかんする地域的協定であり、一九七六年のバルセロナ条約の型に従い包括条約(a treaty umbrella)の形式を踏んだ条約であった。現在までのところこの条約に付加されたものとしては、ただ一つの議定書があるだけであり、その議定書とは「緊急の場合における油および他の有害な物質による汚染との闘いにおける地域的協力に関する議定書」である。

さらに主として北ヨーロッパの多くの諸国によって「海床の鉱物資源の開発のための探査から生ずる油汚染の被害に対する民事責任についての条約」が、一九七五年の十月二〇日から卅一日まで、そして、一九七六年の十二月十三日から十七日まで、二回にわたってロンドンにおいて交渉された。そして此の条約は一九七七年五月一日に調印のために開放されたのである。この条約は結局において地域的協定であったが、海床汚染の責任について言及したのは、この条約がはじめてであった。

三 会社間協定の誕生

海洋汚染にかんする国際協定の全般的概観との関連において、性質の異なったさらに三つの国際協定に言及していくことが必要である。これらの協定は政府間において締結されたものではない。これらの協定の当事者は、油の生産と輸送に対し、又、油による海洋汚染の金融上の諸結果に対して利害関係を持つ私的な会社であった。

まず第一のものは「油汚染についての責任に関するタンカー所有者の自発的協定」である。此の協定は、世界のタンカーの頓数の五〇ペーセントを保有する諸会社の参加を得て一九六九年十月六日に効力を発生した。そして一九七八年には世界のタンカー頓数のほとんど九十九ペーセントまでが関連したのである。この協定の当事者は汚染の被害者に或る程度まで補償することを約束しているし、又、損害を減少させるための費用を担当するか、あるいは其の担当の度合を緩和すると共に、適当な予防的な措置、脅威を除去する措置をとることを約束している。この協定の特徴は非常に一般的であり、制裁あるいは強制機能を持たないことである。

第二の協定は「油汚染に対するタンカーの責任の中間的補足に関する契約」であつて一九七一年四月一日に効力を発生し、一九七八年六月一日に修正されている。此の協定は油会社の間で締結されたものである。すなわち特に油の生産、精製、販売、貯蔵あるいは終末処理に従事する会社の間で締結されたものであり、汚染の予防措置をとつたり、あるいは汚染の脅威を除去する措置を講ずるにあたつての経費を負担する船舶の所有者を含めて、汚染被害を蒙るどの人に対しても補償することを目的としていたのである。

もう一つ、沖合の油やガスの生産に従事している諸会社は、一九七四年に「沖合汚染責任協定」を締結した。この協定によつて沖合の施設、すなわち、井戸、掘探施設台構(platforms)、末端貯蔵施設などの作動者は、汚染損害に対する厳格な責任を受諾すると共に、一つの事故毎に最大二千五百万米ドルの範囲まで、これらの施設の修繕のための経費を負担することに同意しているのである。さらに此の協定の当事者は、当事者であるいづれかの一會社による義務不履行の場合の請求権の実現を保障しているのである。^③

四 源泉によつて分類される海洋汚染の諸形式

国際立法の発展過程の中で、汚染の源泉の種類に応じて五つの型態の海洋汚染が識別された。斯くて汚染についての言及にあたつては、(a)陸地源の物質による汚染 (b)発生源を船舶とする汚染 (c)廃棄物の投棄による汚染 (d)海床の探査および開発による汚染 (e)空気汚染について区別して考へる必要があるとされる。これらの諸型態の汚染の一つ一つは、夫々がいくつかの特徴によつて区別されているのであり、そのため法律的にも異なつた取扱いをすることが必要になつて来ている。

(a)陸地源の物質による汚染 陸地源泉の海洋汚染の中には、陸地からの流出に基づくあらゆる汚染が含まれるが、それは国家主権の要素が特別に強い区域（陸地）に源泉を有するものである。国家、それも特に発展途上国は、彼らの経済政策に国際的制限が加えられるのを認めようとはしない。それは彼らの開発の速度を緩める結果になるかも知れないからである。それ故この型態の汚染は、基本的には、夫々の国家の国家立法を通じて対処されるのである。

(b)発生源を船舶とする汚染 この型態の汚染は、きびしい国際的関心の対象となつてゐる。船舶は可動物であり、そして船舶からの危害は、陸地源の物質によるそれよりは其の度合は明らかに少ないけれども、第三国に直接に影響を及ぼすのである。さらに船舶は原則的にそれが登録されている国家の権威下にあるけれども他国が管轄権をもつてゐる海域に現われることががあるのであり、斯くして船舶を発生源とする汚染は、独特的の管轄権問題をひきおこすのである。

(c) 廃棄物の投棄による汚染　海における廃棄物の投棄は、汚染の混合型態である。産業廃棄物は、海で処分されるために、船舶や航空機に載せられて運ばれるのである。この場合、汚染物質はもともと陸地にあつたものであるが、船舶によつて運ばれて海に棄てられる。この理由からして廃棄物の投棄は、陸地を発生源とする汚染の特徴を持つと共に、船舶を発生源とする汚染に伴なう管轄権上の問題をひきおこすのである。其の結果、廃棄物投棄を禁止する立法は一方において陸地を源泉とする廃棄物の投棄を禁止すると共に、他方において、不法な投棄作業を行なう船舶を処罰するために、効果的な強制措置をとれる制度が工夫されなければならないのである。

(d) 海床の探査および開発による汚染　この汚染にも他の汚染と同じように、それ自身の獨得の問題がある。国家の管轄権の下での海床の開発については、沿岸国の権利が過剰であるということが指摘されねばならない。だが海床の探査および開発による汚染にはさらにもっと広い利害が絡んで來るのである。海床の上の水域および其処の生物資源は国際的に分配されている度合が大きい。しかも、海の或る区域における汚染は、海流によって、簡単に別の区域へ移動し易いのである。そのため沿岸国の排他的な権利を害することなく、海床汚染についての或る国際的基準を確立する必要がある。他方において国家管轄権の範囲を越えた海床区域の探査および開発から來る汚染は、旗国あるいは沿岸国の管轄権によつてうまく管理することは不可能である。右の区域における汚染管理制度は、共同の遺産概念や、現在次第に其の姿を摸索しつつある海床機構の特徴に調和するようく設定されなくてはならない。

(e) 空気汚染　空気からの或いは空気を通しての海洋汚染は、研究されていることのもつとも少ない海洋汚染の型態である。この汚染の中に含まれている物質が何であるかさえ明らかにされていない。斯くてこの型態の汚染の中には、航空機からの産業廃棄物投棄は含まれていない。何故なら、それは投棄であるからである。工場からの煙の排出

は、この範疇の汚染に入るのか、或いは陸地を発出源とする汚染として扱われるべきなのは明らかでない。だが海洋環境に影響するところの航空機の運行作業そのものから発出する汚染は、この項目の下に入る。斯様な型態の海洋汚染についての立法は、まだほんの僅かしか行なわれていない。

右に述べて来た区別の基準になるものは何か。それは汚染の源泉がどういう種類のものであるかということであり、その結果、別々の法的取り扱いが必要であるということである。だがこれらの色々な型態の汚染の間の境界は決して厳格なものではない。色々と他の分類のしかたもあり得る。我々はここでもう一つの分類方法を記述しておこう。それは汚染の原因に基づくものである。^④

五 原因によつて分類される海洋汚染の諸形式

この分類は、出所源泉に関係なく、汚染の原因にもとづいてなされるものであり、汚染問題の法律的取扱いにとって重要なのである。さて、こういう観点から我々が述べるべきことは (a) 作業操作汚染 (b) 事故汚染 (c) 廃棄物処理による汚染についてである。

(a) 作業操作汚染 この汚染は汚染源基の通常の作業や操作に付随するもの、あるいはそういう作業や操作から引き出されるものであり、たとえば、船舶、堀削構台 (drilling platform)、あるいは工場などの通常の作業や操作に付隨して生ずる汚染物質の自動的排出や或る種の意図的な処理などがこれに含まれるのである。こういう自動的排出を減少させたり、なくしたりする為に、船舶、航空機、堀削機械諸工場等が場合に応じて、其の設計、建設、設備を改善す

べきこととし、其のために規則が確立されねばならない。また、或る種の意図的な処理を減少させるために、海洋の一定の水域あるいはすべての水域における斯様な処理を禁止する法律が採択されねばならず、これらの法律の違反者に対する罰金が課せられなければならない。これらの諸規則は規則を強制的に実現するための効果的制度の実現によって補強されねばならない。さらに汚染物資の処理が海洋の大きな部分を占める水域で禁止されている場合、作業や操作から出てくる残滓の処理のための港の受入施設の建設が一方においてどうしても必要になるのである。なぜなら、違反者に対して課せられる罰金がどのようにきびしいものであろうとも、作業操作に付随する或る種の物資処理は、その処分に交替すべき方法が工夫されていなければ、やむを得ないことであるからである。究極的には斯様な汚染を絶滅しようという問題は、設計や建設や施設の問題になつてくる訳であつて、時には単独の、時には受入施設と結びついた問題になつてくるのである。船舶の底荷を用済として排棄することから生ずる汚染をなくすために、強制的に別個にきれいな底荷タンクを準備させるために、更にそれらと共に積荷の残滓の処分と、積荷タンクの清浄化のための受容施設を準備させるために、規定が設けられることになるであろう。

(b) 事故汚染 事故による汚染とは、たとえば、船舶の衝突や座礁、堀削構台 (drilling platforms) 上の爆発などの事故にひきつづいて起る汚染物質の排出を原因として起るものである。事故をただ禁止することは不可能であるから、目的は事故の原因を除去することでなければならない。そして此の目的は船舶、航空機および構台 (platform) に対し、設計 (たとえば氷に覆われた水域を航行する船舶用の二重底など)、建設 (適当な材料を正しい方法で使用すること)、設備 (たとえば、レーダー施設、噴出防止装置など) および人材提供 (たとえば適当な訓練や人材の養成) に関連した或る種の安全基準をまもるよう要求することによつて達成されるであろう。

(c) 廃棄物処理による汚染　廃棄物処理による海洋汚染に関しては、理想的な解決は従来の処分に代る別の方法を考案するか、あるいは廃棄物の利用を考えることである。そしてそれによつて一つの型態の汚染を別の型態の汚染に変えるのでもなく、また環境汚染の場所を、或る区域から別の区域へ移すのではない方法が探求されるべきである。廃棄物の処分を最小限にするような代替技術の開発も一つの方法であろう。だが現在の段階において最善の方法は、開発組織の枠組の中でもつとも害の少ないやりかたで廃棄物の処分を管理し、最終的には処分による汚染をなくしてしまふことを目的にすべきであろう。それ故、規則によつて処分の場所、方法規準が定められるべきである。そしてかかる型態の海洋汚染を管理するために、認可や記録を司どる機関が樹立されるべきである。⁽⁵⁾

六 海洋汚染管理規則の諸型態

機能的な面からの海洋汚染管理に関する色々な型態の規則の間の区別をすることは大切である。かくて、我々は規則の基本的四型態を識別することが出来る。

(a) 主要規則　これは基本的な禁止規則や、規準設定のための規則である。たとえば廃棄物の放棄の禁止とか、設計建築、設備の基準とか船舶や構台 (platforms) や、工場に配置する人についての基準の設定に関するものがそれである。

(b) 強制規則　これは罰金を定める規則とか、あるいは、主要規則への違反を处罚するための方法を定める規則、あるいはもつと一般的な言いかたをすれば、これらの規則を効果的に適用するための方法を定める規則である。これま

では、条約文の中にはつきりとした強制規則を含めることの重要性は評価されていなかつた。そしてこのことが、海洋汚染条約が効果的でなかつた理由の一つであつた。

(c) 汚染損害に対する責任と負担に関する規則 この規則は基本的な義務を設定しはしないし、基本的な義務を強制するための方法を考案してもいない。しかしこの規則は汚染を原因とした損害に対する補償について述べている。事実において、責任と負担に関する伝統的な観念では、この問題を解くことは出来ない。何故ならば、汚染と損害との原因結果関係、必要とされる知識の範囲、危害の予見可能性、必要とされる証明の基準等は、伝統的な法律上の基準を越えたところにある事柄であるからである。それ故かかる規則は、屢々絶対責任についてと連関責任について述べると共に、斯様な絶対責任の最大限について、そして又、汚染損害に対する補償のための基金の設立について規定しているのである。

(d) 汚染の軽減についての規則 この規則は色々なカテゴリー間の重複の問題を抱えこんでいる。これらの規則は散布流の汚染物質やその他の汚染の除去や意図的な廃棄又は事故を原因とした他の汚染物質の除去に關係がある。違反者を処罰したり、或いは損害に対する賠償を支払つたりすることと、汚染を軽減することや海洋環境をきれいにすることは、別個のカテゴリーに属する事である。それ故、これらの規則は臨時対応計画について規定し、色々な国家による努力の協同について規定し、さらに必要な場合の公海上での干渉について規定しているのである。(たとえば、一九六九年の干渉についてのプラッセル条約や一九七三年度の干渉に関する議定書を参照)⁽⁶⁾

七 海洋汚染対策法の分類

海洋汚染についての法の発展は、国際条約や諸国の国内法を通して実現して来たものであるが、其の間に明らかになつて来たことは、国内、国際の両立法を通していくつかの共通の要素があるということであった。これらの共通の要素のいくつかは、徐々に形成されつつある慣習国際法であるとも考えられるし、また他のいくつかは、共通に存在する特定の環境問題そのものであるとも考えられるのである。われわれがこれから考えようとするのは、条約法の中に現われつつある共通の諸要素と海洋汚染に関する法にまつわる基本的諸問題である。それは勿論、海洋汚染法についての完全な説明にはならないであろうけれども、次第に法として形成されつつある規則や傾向を指摘することにはなる筈である。またあらたに発生しつつある問題を指摘することにもなるであろう。そして其のことは新しい諸問題の研究意欲を促進することになるであろうし、海洋汚染についての国際条約を読むにあたつての指針を示すことにもなり、そして海洋汚染法を総括的に理解する手助けとなるであろう。こういう観点から我々は海洋汚染法の基本概念を検討することにする。海洋汚染の定義、海洋環境を保護する義務、海洋法全般の中での海洋汚染問題の占める位置、さらには又、環境法全体の問題を取扱うことになるであろう。さらに、海洋汚染についての規則はどのように作られるのかの問題を検討する。規則作成の様式が地球的な規模のものか、地域的な規模のものか、国家的な規模のもののかについても検討する。さらに紙面が許せば国際的な規則と国家の法律についても検討するつもりである。

環境保護問題全般の中の個別的な一つの問題として海洋汚染防止または規制を考える場合には海洋汚染概念につい

ての或る程度の定義が必要である。生物世界全体の汚染から特に海洋汚染だけを別個に切り離すことは不可能であると云われているけれども、海洋汚染の概念、あるいは少くとも其のエッセンスは、多少なりとも国際法において定まつてゐるのである。幅広く多くの人々からの賛成を集め、其の後に行われたすべての諸定義の基礎になつたものは、人間環境についての国連会議の準備過程において、ゲサンプ(GESAMP)によって準備されたものであつた。ゲサンプとは、海洋汚染の科学的側面についての国際連合合同専門家集団(United Nations Joint Group of Experts on the Scientific Aspects of Marine Pollution)のことで、一九六九年に設立されたものである。そして海洋汚染についてのゲサンプの定義は次の通りである。「生物資源への加害、人間の健康への妨害、漁業を含めた海洋活動への邪魔、海水の性質または効用の減損、快適さの削減のような有害な結果をもたらすところの、(江湾・入江を含めた) 海洋環境への、直接または間接の方法による物質または燃料の、人に依る導入」。この定義の特徴は、海洋汚染概念を人間の活動(人による導入)に結びつけている点にある。海洋汚染の定義における此の基本的な特徴、すなわち海洋環境への人間による干渉と、右の定義に含まれている「生物資源への加害」等々の五つの好ましくない諸影響は、この定義の生成過程において、いつも忘れられることはなかつたのである。

一九七一年と一九七四年の間ににおいて採択されたり準備された法律上の諸文書においては、右に挙げたような海洋汚染の定義が其の儘用いられている訳ではないが、だが此の定義の内容は、海洋環境の保護についての基本的な義務についての諸条文の中に、あるいは「有害な物質」概念のような関連諸概念の中に、暗黙のうちに含まれているのである。

一九七一年以前に採択された海洋汚染に関する条約は、たとえ暗黙の意味においてでも、海洋汚染についての定義

を含んでいなかつた。その理由はこれらの条約は、環境に及ぼす特定の型態の危害や危険について規定しているものであつたからである。これに対して一九七四年以降に準備された法律文書には、海洋汚染という言葉の、はつきりとした定義が含まれてゐるのである。かくて、海洋汚染についての国際法の歴史においては、この語の定義に関して、三つの時期を区別することが可能であろう。その三つとは、一九七二年以前の無定義の時期、一九七二年から一九七四年までの間の暗黙の定義の時期、そして一九七四年以降の明確な定義の時期である。

海洋汚染概念の発展過程において現われた諸定義のうち、もつとも進歩した定義は、海法に関する国際連合会議において作成されたものである。この定義はいたつて丁寧につくられている。すなわち、それによれば

「海洋環境に対する汚染とは、生物資源や海洋の生命に対する加害、人間の健康への妨害、漁業や其の他の海の合法的な使用をも含めて海洋活動に対する障害、何らかの目的で使用しようとする海水の質の悪化、快適さの減少のような有害な結果をもたらすか、あるいはもたらすかも知れないような、（港湾、入江を含めた）海洋環境に対する、直接または間接の方法による、物費または燃料の、人間による導入」である。

此の定義はGESAMPによつてつくられた最初の定義の基本的な要素を其の儘保持している。そしてそれは充分に幅広い定義であると一般に考えられているが、著作者たちの中には、もつと幅広い定義の作成を好む人たちもいる。

最初の定義ではなくて、此の定義には現われてゐる新しい要素は、有害な結果の「可能性」の付加、生物資源という言葉のあとに「海洋の生命」という幅広い意味の言葉が付加されたこと、「其の他の海の合法的な使用」という表現がはつきりと付加されたことであろう。なお、これらの諸定義に関して注意されなければならないのは、ある場合に

は「海洋汚染」に対する言及があり、別の場合には「海洋環境の汚染」についての言及があることである。ただ「海洋汚染」といった場合には、海洋活動から生ずる汚染について述べているので、「海洋環境の汚染」といった場合には、陸地を発出源とした活動（諸資源）から生ずる汚染について述べているのだと考えられよう。だが実際においては、この両方の言葉は、其の意味についての区別なしに其の場、其の場で入り違いに使用されているのである。したがって、これらの表現は両方とも海洋環境の汚染のすべてを含めているものと考えられるのである。

さて、このようにして汚染についての定義が発展して来ているのを見ると、結論的に言えることは、海洋法は環境的な観点から、より強い制度へと移行しつゝあるということである。^⑦

八 海洋汚染対策法の法源

(a) 概括

伝統的な慣習法の中には、海の環境問題のいくつかに対して解決策を提示し得るような、いくつかの規則が含まれている。特に、伝統的なこの慣習法の下においては、国家は其の領土を、領海をも含めて他国に害を与える原因になるようなやり方で使用すること、あるいはそのようなやり方で使用することを許すことをみとめられていなかつたのである。だが、海洋環境保護のための一般的な規則は存在しなかつた。そして海洋環境の問題に対応するには、慣習法だけでは明らかに不充分であるというのが学者たちの一一致した意見であったのであり、国際的な協力や立法の必要が強調されたのである。

そして、こういう状況の中で数多くの国際条約、決議、宣言が海洋環境の汚染からの保護に関連して採択された。

其の大部分の場合においてこれらの条約や決議や宣言の主題の採択は断片的であった。しかし夫々がより包括的な接近方法への傾向を示していたのである。こういう訳で海洋汚染についての国際法は近年、国際条約、決議、宣言の形でなされて来ているのである。もつとも国家的な行動や一方的な行動も重要な役割を果して来ることはたしかである。そして、こういう発展過程からみて、次のようなことが言えるのではないかと思う。すなわち慣習法の下においても、海洋環境を汚染から保護すべき一般的な義務が国家には存する。だがそいつたからといって汚染規制が不充分であることについて幻想が抱かれてはならないのである。かくて、海洋污染防治のための規則は、沢山の国際的宣言や決議、国際条約、国家の立法や裁判上の先例を基礎として出来上っているということが言えるのではないかと思う。

(b) 宣言、決議

海洋環境を保護する一般的な義務は、元来は国際的な宣言や決議の中にあらわれたものであり、その中のいくつかが、結局において、厳格さに多少の差はあるにしても、国際的な義務をつくり出す条約の型態をとつたのである。これらの中でも最大の意義をもつ宣言は、一九七二年六月十六日の人間環境についての国連会議によつて全会一致で採択された「人間環境についての国連宣言」である。この宣言の原則の(1)は「環境を保護し、かつ改善する厳肅な責任」について述べている。学術的専門的な意味での条約とは言えないけれども、この宣言の持つ政治的意義は、海洋環境を保護するための規則の発展のための確実な基礎をきずいたことにあるのである。

強制の度合はより少ないけれども、同じ原則は、二年後に採択されたところの大きな政治的意義をもつた別個の決

議の中に反映しているのである。それは「海床と大洋底および其の地下であつて國家管轄権の範囲を越える所を支配する原則についての国連宣言」である。この決議は特に次のような規定をしてゐる。「諸国家は、特に、海岸線をも含めて、海洋環境の汚染悪化および其の他の障害の防止、および海洋環境の生態学的均衡への干渉の防止のための国際的規則、国際的基準および国際的手続の採択と実現のための適切な手続をとり、又其のために協力しなければならない」。

ベトックホルム宣言と殆んど同時に採択された一つの地域的宣言は、ひらく一般に知られるところとに注意を集中したので、相当大きな政治的意義を有するに至つた。この一つの地域的宣言のうち最初のものは、一九七一年五月卅一日から六月九日までドミニカ共和国のサント・ドミンゴで開催された海の問題についてのカリビア諸国の特別会議において採択されたサント・ドミンゴ宣言であった。この宣言の中に於いて汚染を防止する義務は疑問を提示するという形式で言及されたに過ぎなかつたけれども、それでも此の言及は、ラテンアメリカ諸国間における此の問題についての突破口であると看做されたのである。其の疑問の提示は「夫々の國の管轄権の内であらうと外であらうど、とにかく其の海とその海床を汚染するような行為をする」とを差控えることは各国家の義務であらうか」というものであった。この宣言は、反対無し、賛成十票（コロンビア、コスタ・リカ、ドミニカ共和国、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、メキシコ、ニカラグア、トリニダッドベネズエラ）、棄権五票（バルバドス、マル・サルバドル、ガイアナ、ジャマイカ、パナマ）で採択されたのである。一つの地域的宣言のうち、第一番目のものは、海洋法 (the Report of the African States Regional Seminar on the Law of the Sea) であった。

「」のセミナーは一九七一年六月一日から六月三十日までの間ヤオウンデ (Yaounde) において開催された。そして、このセミナーの結論はアフリカ諸国に対して汚染とたたかうために、あらゆる措置を講ずるよう要求するというのであったが、そのための方法として特に挙げられたのは、彼らの国を汚染から保護するための国法を制定する「」および国際諸機関において汚染を管理する方法についての適当な諸協定の締結を弁護することであった。これら「」の地域的宣言の重要性がどこにあるかと言えば、それは、開発途上国のみが参加する地域的会合において採択されたという事実の中にあると言えるであろう。

次に、知られてくる度合を少なむが回じように重要な宣言は、一九七三年五月十七日から五月廿四日までエチオピアのアジス・アベバ (Addis Ababa) において開催されたアフリカ統一機構の閣僚会議 (The Council of Ministers of the OAU) の第二十一回通常会議において採択された海法問題についてのアフリカ統一機構宣言 (アジス・アベバ宣言) である。「」の宣言の中でアフリカ諸国は、各国家が其の環境政策に従つて資源を管理する権利を持つている「」と、そして、海洋環境の汚染を防止し管理する義務を持つていることを認めたのである (宣言の第十五項参照)。

最後に、これに関連あるものとして、人間環境についての国際連合会議との関連における国際連合総会の諸決議が挙げられなければなるまい。⁽⁸⁾

(c) 國際条約

海洋汚染に関する全条約の基底には、海洋汚染に関するものではなく、環境そのものの保護に関する原則が存在する。また原則が存在するのみではなく、人間環境についてのストックホルム会議 (The Stockholm Conference on the Human Environment) 以後に採択された条約や、「」の会議の準備中に、既に「」の会議の準備作業そのものから

影響を受けた諸条約の中には、多少なりとも明確に或る規則が存在しているのである。

あらゆる一般性を備えた規則は、地域的な諸条約の中において、よりむしろ直接的な方法で表現されているのである。むつともそれは、例えば廃棄物大量投棄とか、或いは「陸地起源の汚染」(land-based pollution)のような、特定形態の汚染にかんするものにおいて看取られる現象ではある。かくて一九七一年の「廃棄物の投棄に関するオスロ一条約」(the Oslo Convention on Dumping 1972) は、「人間の健康に対する危害を造出したり、生物資源や海洋の生命に危害を与えたり、人間の生活を豊かにしたり樂しくしたりするものを害したり、あるいは其れ以外の海の合法的な使用に干渉したりするような諸物資による海の汚染を防止するためにあらゆる可能な措置を講ずることを、締約当事者は約束する」と規定しているのである(第一条)。同様に「陸地起源の汚染についてのパリ条約・一九七四年」(the Paris Convention on Land-based Pollution) は「締約当事者は海の汚染を防止するためあらゆる可能な措置をとることを約束する」と規定しているのである。

他方において同じ時期(一九七一年～一九七三年)に採択された地球的規模の諸条約の言葉づかいは、むつと限定的である。かくて「廃棄物の投棄に関するロンドン条約」(the London Convention on Dumping) によじて、「締約当事者は個別的にそして集団的に、海洋環境のあらゆる汚染源の効果的な管理を促進し、廃棄物および他の物の大量投棄による海の汚染を防止するためあらゆる実際的な手段を講ずることを特に約束して」ふるのである(第一条)。そして一九七三年の海洋汚染にかんする政府間海事協議機構(Intergovernmental Maritime Consultative Organization, IMCO) 条約においては「この条約の当事者は此の条約に違反するような物資を含む有害な流出物の排出による海洋環境の汚染を防止するために、現在の条約ならびに当事者が拘束を受けるといふの此の条約の付属文

書の諸規定を有効ならしめることを約束」しているのである（第一条）。特に地球的規模の両方の条約においては、其の一般的な諸条項は、夫々の条約の主要目的とその他の特定規則とにはつきりとした連関性を持つている。

一方において、これとは全く異なつた接近方法が採用されているのは、一九七四年と一九七八年の間に採択された地域的な諸条約においてである。これらの諸条約は明確に述べられた幅広い範囲を持っている。事実、これらの条約は、傘条約の形式をとつて、あらゆる形態の汚染を中に含み、そして、これらの条約の一般的条項は其の適用の仕方において意図的に包括的なのである。かくて、一九七四年のヘルシンキ条約、一九七六年のバルセロナ条約および一九七八年のクエイト条約の当事者にとつては海洋環境を汚染から保護すべき一般的な義務は、しつかりした条約上の基盤を持つてゐるのである。

最後に第三回国際連合海洋法会議の作業に触れておかなければならぬであろう。海洋環境保護の義務は此の会議において造出された諸規定の中に於て最も明瞭な表現を得たのであつた。其の規定によれば、国家は海洋環境を保護し、維持する義務を持つてゐるのである。この会議においては国家の慣行の証拠として、参加各との実際の交渉行動や交渉の原理表明があつたし、又それと並んで非公式統合交渉草案も現われて來たし、又会議中に提出された諸国の提案もあつた。しかもこれら諸提案のすべては、諸国には海洋環境を保護すべき義務があるという基本的的前提を認めていたのである。そしてこれらの交渉行動や原理表明や非公式統合交渉草案や諸国の提案の持つ政治的意義は海洋環境の保護という基本的規則の存在について疑問の余地を殆んど残していない点にあるのである。⁽⁹⁾

(d) 諸国の立法、判例法

海洋汚染についての国内立法の考察はここでは行わない。だが注意すべきことは、汚染から海洋環境を保護するた

めの立法は、世界の大部分の文明諸国において行われているということである。したがつてこのことは海洋環境を汚染から保護するということが文明諸国民によつて認められている原則であるということを、はつきり示しているといふことが言えると思う。立法についてのみならず裁判上の実例も、数は少ないが重要なものがあつて、それらが同じ原則の存在を指示しているといえるであろう。さらには又、汚染についての責任や義務についてのすべての規則もこのことを示してゐるといえるであろう。

九 環境法並びに海洋法における海洋汚染の取扱い

(a) 環境法における海洋汚染

海洋環境の保護という概念は、海洋汚染の防止という概念よりも広い。海洋環境の保護という時には、資源の保存や管理といふことも其の中に含まれるのである。ところが法が強調するのは海洋汚染の防止であり、海洋環境の保護という側面は、全然無視されとはいひけれども、法的規制という面では、はるか後方に退いてしまつてゐる。かくて、現在では海洋汚染についての法は海洋環境保護に関する法の中で、もつとも重要な部分を占めているのである。

「人間環境の保護と保全」といえばさらにもつとひろい概念である。その中には、土地、水、空氣、植物群、さらには経済、社会ならび政治的環境を含めて自然環境のすべてが含まれるのである。かくて、人間環境という概念は、「多学問的」、「多次元的」な概念へと発展して來てゐるのである。人間の活動は、そのどれ一つをとっても、夫々が環境的な側面を持つてゐるものである。

人間が環境を自分とは対立する客観的対象として眺めると共に、環境を征服の対象としてのみとらまえている段階は、すでに過去のものとなつて來た。環境は人間の活動する場であり、主体としての人間は其の活動の場から切り離されるものではない。⁽¹⁰⁾

人間環境の問題の取り扱いは新しい主題の取扱いではない。それは事物や活動を新しい見方でみることである。この地球上においても、また、大気圏外においても、人間活動の範囲が、最近になつて異常に拡大したために、こういう新しい見方が必然的に必要になつて來たのである。したがつて、海洋汚染についての法律が独立した法体系へと発展して來ることがあつても、それは、より広い環境問題の一環として、それが存在しているのだということが忘れられてはならない。従つて一般的な環境法の發展というものを絶えず考慮に入れていかなければならないのである。⁽¹¹⁾

(b) 環境と海法

海洋汚染の法律は環境法の一部であるばかりではない。同時に、それは海法の不可欠の一部である。かくて海洋汚染についての国際的な規則は海法の一部として、海法と共に検討されなければならないのである。この意味において海洋環境の保護と海洋汚染の防止は、近年において海法の主要な問題となつて來たのである。産業廃棄物の海洋投棄の量が増加して來たし、沖合における炭化水素の探査や深海海底の鉱物資源の開発がおこなわれるようになつて來たのである。そしてこれらの増加が海洋汚染の新しい源泉として人々の注目を浴びるようになつて來たのである。又、はなはだしい汚染害をもたらすような諸事件が数多く起きていること、これらのことが国際社会に現存する汚染の危険や、近付きつつある汚染の危険に対する注意を喚起したのである。

近年における経済的な諸条件が、海洋資源の重要性を増大させた。同時に漁業技術の発展と海洋汚染が結びついて、魚類や其の他の生物の絶滅の危険をもたらした。かくて海の資源を保存する必要は、汚染とたたかうための効果的な方法の探索を必要とするのである。最後に人間環境についてのストックホルム会議が海法の発展に及ぼした影響が過少評価されてはならない。現在発展しつつある新しい海法は、資源問題と環境問題に其の注意の方向を向けているといつても過言ではないのである。

さらに海のいろいろの地域や地帯に適用される管轄権制度が海洋汚染の管理に直接的な影響をもつてゐる。特に適用される予防措置や強制措置に対し、管轄権の制度が影響を及ぼすのである。伝統的な国際法の下においても、又、あらたに発展しつつある海法の下においても、この影響は無視出来ないのである。海洋汚染に関する近年の大部分の条約において、管轄権の問題は常に中心的な問題であつた。そして海に対する管轄権についての法律が不明確なものであつた時には、汚染対策にかんする諸条約においても、管轄権にかんする問題は未解決のまま放置されるのが常であつた。そういう訳でこの問題を解決しようという意識はこの問題の討議に常にまつわりつき、海洋法会議においてつくり出された環境問題についての規定の大部分は管轄権の問題を処理しようとしているのである。かくて内水、領海、排他的經濟水域にかんして、色々と異なつた協定が実現しつつあるのである。この点に関して、人々の注意を引いた難しい問題の一つは、無害通航の概念に汚染管理がどういう影響を及ぼすかということであつた。さらに大陸棚と国際的な海床地域の探査と開発からは、新しい汚染問題が発生して來ているのであって、これらの汚染問題は、法的規制の側面からいえば、未だほんの初期の段階にあるのである。⁽¹²⁾

(c) 汚染を移転又は変形しない義務

海洋汚染にかんする条約の中に、屢々現われる規則は、国家が汚染を一地域から別の地域へ移転したり、或いはこの型態の汚染を別の型態の汚染へと変えてはならぬとするものである。

地域移転の禁止に関する規則は、その最初は地域条約の中に採用されたものである。かくて、一九七一年の汚染物質の大量投棄に関するオスロー条約 (The Oslo Convention on Dumping 1972) は次のよう規定している。

契約当事者は彼らが採用する措置を適用するに当りては、有害物質の大量投棄の場所を、この条約が適用される区域外の海に変更することのないことを約束する。

同じ線に沿つて、陸地源の汚染についてのパリ条約 (The Paris Convention on Land-based Pollution 1974) は次のように規定している。

契約当事者は彼らが採用する措置を適用するにあたっては、この条約が適用される区域以外の海における汚染の増加をふせぐようになると共に、この条約が適用される海域においてでも、陸地源以外を発出源とする汚染の増大をふせぐようになると約束する。

此の規定はこの規則の地域的適用面についてのみ規定している訳ではない。そしてバルチック海における汚染についてのヘルシンキ条約 (The Helsinki Convention on Pollution in the Baltic) も同じような規定の仕方をしている。このヘルシンキ条約によれば、

契約当事者はこの条約の実施がバルチック海区域以外の海域における汚染の増加の原因をつくるないよう最善の努力をつくすことになっている。

吾々を驚かせること、それは一九七六年のバルセロナ条約 (The Barcelona Convention 1976) がこれに該当するよ

うな規則をもつていいないとことである。又、一九七八年のクエイト条約 (The Kuwait Convention 1978) は次のような言い方で、汚染の変形面のみをはつきりと述べているのである。

締約国はこの条約の実施が、一つの型態の汚染を環境に対してもより有害であろうような別の型態の汚染へ変形することがないよう確保するために、最善の努力をつくす。

この規則のもつとも包括的な表現は、海法についての国連会議によって作成された諸規則の中にみいだされるものである。

海洋環境の汚染を防止し減少させ管理する措置をとるにあたって、国家は直接的にもあるいは間接的にも、損害や危険が一地域から別の地域へ移動しないように、或いはまた一型態の汚染が別の型態の汚染へと変形しないように行動しなければならない。

此の規則は海洋環境を保護すべき一般的義務の有する一側面に特殊な表現を与えていた。

そして、国家が領海をも含めて其の領土を、汚染は勿論のこと第三国への損害を生ぜしめるようなやりかたで使用しないし、あるいはそういう使用を許可しないという、伝統的な法律の規則の範囲を拡大しているものである。⁽¹³⁾

(d) 環境の監視と評価

経験上の問題としても、また、海洋汚染についての諸条約の正文を通して、監視や評価は、環境保護のための自治的、かつ効果的な方法として採用されはじめていた。

監視にしろ、評価にしろ、其のはつきりした内容は、場合場合によつて異なるであろうけれども、大筋として言えることは、監視の中には、海洋環境の汚染の危険やその影響の評価や分析をふくむばかりでなく、諸活動が海洋環

境を汚染する可能性があるかどうかについて決定するために、あらゆる活動が生み出す影響の監視が含まれるのである。一方、評価という場合には、計画されているすべての活動がもたらすであろうところのあり得べき効果について述べていている訳である。

監視も評価も共に、環境保護のためにではなくてはならないものである。適当な措置をとるために、人間活動のすべてに含まれる危険を実感することが必要である。同様にとられた措置の効果を評価し、また、もしも必要ならばそれらの措置を改善するためには、海の状態に絶えず注意が払わなければならぬ。これらの機能は監視と評価によつて為されるのである。監視と評価は関連する条約のもとで特に規定されている具体的な措置と密接なつながりはないけれども、それらは環境の監視と評価をまかされている行政諸機関による環境活動に刺激を与えるのである。そういう訳で、これら二つの活動は、海洋環境の保護にとって独立的自立的な価値を有するのである。

これらの概念は人間環境にかんするストックホルム会議の諸結果の中に初步的な形においてではあるが、そのあとをたどることが出来る。そして、最近それらは、厳格な条約上の用語で、一般的総括的な方法で、海法についての国連会議で作成された諸規定の中において表現されているのである。強調の度合が異なつたり、あるいは形式が異なるたりするが、同じ理念は海洋汚染にかんする諸条約の中に表現されているのである。かくてごみの投棄(Dumping)に関するオスロー条約においても、夫々の当事国によって設立された委員会や指名された適当な機関が「この条約が適用される区域内での海の状態を一般的に再調査すること、採用されている管理方法の有効性について再検討すること、さらに付加されるべき措置あるいは種類の異なつた措置の必要について再調査すること」などの義務を課せられており、あるいは「この条約の目的のために、海の状態を監視する」等の義務を夫々課せられている

のである。他方、一九七六年のバルセロナ条約も、一九七八年のクエイト条約も「監視」および「環境評価」の題目のもとに、この問題についての諸規定を含んでいるのである。

かくて、環境監視および評価は、其の明確な役割がなんであれ、海洋汚染とたたかうに当つての、法律制度の基本的な要素になつて來ているのである。^⑭

十 海洋汚染対策としての規則の作成に関する諸問題

海洋法に大きな変化が起りつつある時代、そして海洋汚染についての基本的な規範を作り出さねばならない時代において、これらの規範の樹立および変更の方法と組み立ては一般的な法的な観点および政治的な観点から、特別な関心を呼ぶばかりではなく、より特殊的には、出現しつつある法律制度および其の現在および将来の発展の理解のためにも特別な関心を呼ぶものである。

環境法の発展、特に海洋汚染法の発展の初期の段階以来実感されて来たことは海洋を含めての環境汚染に対応する行動は、三つの水準において、すなわち、地球的な水準、地域的な水準および国家的水準においてとられなければならぬということであった。この三水準に基づく行動の探求は、海法についての国連会議の結果をふまえての、人間環境についてのストックホルム会議の時から看取されている方法である。同じように、特殊型態の汚染についての地球水準の諸条約は、通常、地域的協定のための規定を含んでいるのである。また、地域的な条約でさえもさうに小地域的な取極について言及しているのである。

地球的な規模の規則はすべての国家に開放された一般的な外交会議という手続を踏むことによって樹立することが出来るであろう。交渉への参加、交渉の結果の受諾やその条約への加盟等に関する其のような外交会議が必要となる。この点に関して注意するに値することは、海洋汚染についての最近の地球的水準の条約においては、批准受諾および加盟に関する限り、いわゆる「どの国家も」の形式 (The so-called any State formula) が用いられているということである。地域的な規則も国際的な規則である。だが、それらの規則が地域的であるのは、一つの側面のいすれかにおいて地域的であるが、あるいは両側面において地域的である。即ちこれらの協定は、或る特定地域の国家によつて交渉され得るし、又、批准のためあるいは加盟のために開放される。あるいは又、それらの協定は、特定地域の海洋環境の保護について言及するのである。地域的な規則は地球的な規則に較べるといくつかの利点を持つている。たとえばそれは地球的な規則よりも採択が早かつたり、あるいは効力を発生するのが早かつたりするし、地域的な状況への適応性がよりすぐれていたりする。だがこれらの規則は不利な点も抱え持つてゐるのであって、それはこれらの規則が、普遍的な統一性をもつた規範を発達させないということである。それ故、地域的な協定は、汚染源が地域的に限定されている型の汚染対策としては、より適当であるが、船舶を発生源とする汚染の場合のように、普遍的な利害関係が絡んで来る場合にはあまりすすめられない。国家の立法は、国際的規則を補充するために、あるいは国際的規則に効力を付与するために用いられる。あるいは、関連する国家の管轄権の範囲内で、国際的規則によっては取扱うことの出来ない環境法の分野を取扱うために用いられる。斯くて幾つかの問題にとつては、国家による立法の方がより適当であるが、直接的な国際的関心事項については、国際的規則の方がよりすぐれた妥当性を持つてゐるのである。

ハリに述べて来たような二水準に基づく、環境問題への法律学的接近は、異なった水準に属する規則と規則との間の関係の問題を発生させるのである。地球的大規模の条約と地域的大規模の条約との関係は、大部分の場合これらの条約文の中の「*書かれてゐない*」“without prejudice”という形をとる特別規定によって調整される。そして問題は相互に関連する諸条項の解釈いかんにかかって來るのである。地域的な規則はより特殊的な性格を有するものであるから、当事者間においては地球的大規則よりも優先的な取り扱いを受けるというのが一般的な傾向であるけれども、地域的な規則は地球的な規則と一致するようなやり方で解釈され適用されるべきものである。だが、より幅広い性質をもつ管轄権の問題は一般国際法にからり、国連海洋法会議の動向にてらして解決されるべきものだというのが一般的の傾向である。相互関係の問題は、まだ国家の規則と国際的な規則との間に現れて來るのである。

海洋汚染についての規則の作成に関連するもう一つの問題は、技術の進歩に歩調を合わせるための、現存国際規則の改訂の問題である。ハリの点については、改訂の速度をはやめようとこう工夫が為されてゐる。だが、こういう努力には、数多くの問題が絡み合つて來るのである。また、規則を作成する権限を、国際会議と国際組織の間においてどのように割りかるかの問題、又、特に諸国家の間などのように割りかるかの問題があるのであり、其の解決のための試みが、国連海洋法会議の枠組の中でなされたのであった。⁽¹⁵⁾

注

- ① GR. J. Timagenis, International Control of Marine Pollution (New York, Oceana Publications, 1980), p. 9
- ② GR. J. Timagenis, op. cit., p. 14
- ③ Timagenis, op. cit., p. 16

- ④ Timagenis, op. cit., p. 18
- ⑤ Timagenis, op. cit., p. 19
- ⑥ Timagenis, op. cit., p. 20
- ⑦ Timagenis, op. cit., p. 25
- ⑧ Timagenis, op. cit., p. 28
- ⑨ Timagenis, op. cit., p. 31
- ⑩ 異なる環境をもつてゐる際の環境政策の必要が注視された。この点から
見て、農業と都市の人間に隔離されたのが、人間の精神的成長に対する次の隔離をもたらす
原因である。農業と都市の Most of rural environment grows; most of urban environment is constructed. This
difference can create a false sense in cities of an independence from nature. In reality, of course, not a single law
of nature is suspended for urban men. Cf. Robert B. Smock, 'Man and the Urban Environment' in "Environment"
(edited by William W. Murdoch, Sinauer Association Inc., Stamford, 1971), p. 340
- ⑪ Timagenis, op. cit., p. 33
- ⑫ Timagenis, op. cit., p. 35
- ⑬ Timagenis, op. cit., p. 37
- ⑭ Timagenis, op. cit., p. 39
- ⑮ Timagenis, op. cit., p. 42 など、海事・国際海事法の歴史的な総論があるが、本論文では
主に Renate Platzöder (ed.), The Third United Nations Conference on the Law of the Sea : Documents など、
該文書は総じて約 1000 ページ以上あるが、そのうちの大半の該文書の総括方
法論の記述があるが、国際大法規範の総括 (1983 年) の書籍欄に簡単な紹介文が掲載されている。